

経済産業省

20190626産局第2号

令和元年7月1日

韓国標準協会

会長 李 相 珍 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鉦工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鉦工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鉦工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鉦工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

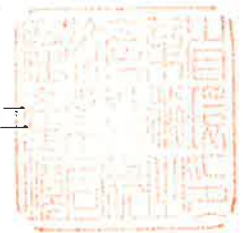
20190626産局第2号

令和元年7月1日

財団法人韓国化学融合試験研究院

院長 卞 鐘 立 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7. 6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

20190626産局第2号

令和元年7月1日

AWPA試験センター協会法人

代表取締役 デイビッド ジョン ゴーバー 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7. 6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

20190626産局第2号

令和元年7月1日

一般財団法人日本塗料検査協会

理事長 宮川 豊章 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

20190626産局第2号

令和元年7月1日

一般財団法人建材試験センター

理事長 福水 健文 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

20190626産局第2号

令和元年7月1日

一般財団法人日本建築総合試験所

理事長 井上 一郎 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

20190626産局第2号

令和元年7月1日

一般財団法人日本ガス機器検査協会

理事長 中西 英夫 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

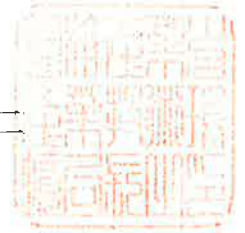
20190626産局第2号

令和元年7月1日

一般財団法人電気安全環境研究所

理事長 薦田 康久 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

20190626産局第2号

令和元年7月1日

一般財団法人日本繊維製品品質技術センター

理事長 山中 毅 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

20190626産局第2号

令和元年7月1日

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会

理事長 立原 孝夫 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

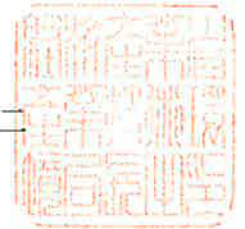
20190626産局第2号

令和元年7月1日

一般財団法人日本文化用品安全試験所

理事長 小林 盾夫 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

20190626産局第2号

令和元年7月1日

一般財団法人化学物質評価研究機構

理事長 今田中 伸哉 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

20190626産局第2号

令和元年7月1日

一般財団法人日本車両検査協会

理事長 細谷 孝利 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

20190626産局第2号

令和元年7月1日

一般財団法人日本品質保証機構

理事長 小林 憲明 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

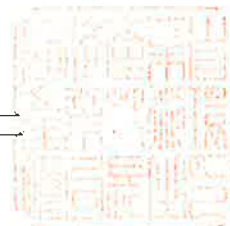
20190626産局第2号

令和元年7月1日

公益社団法人日本水道協会

会長 小池 百合子 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

20190626産局第2号

令和元年7月1日

日本検査キューエイ株式会社

代表取締役社長 川崎 博史 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

20190626産局第2号

令和元年7月1日

一般財団法人日本燃焼機器検査協会

理事長 大野 栄一 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

20190626産局第2号

令和元年7月1日

一般社団法人電線総合技術センター

会長 水谷 照吉 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

20190626産局第2号

令和元年7月1日

株式会社マネジメントシステム評価センター

代表取締役社長 藤井 信二 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

20190626産局第2号

令和元年7月1日

ビューローベリタスジャパン株式会社

代表取締役社長 佐々木 泰介 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

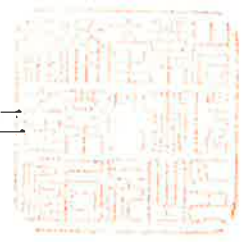
経済産業省

20190626産局第2号

令和元年7月1日

一般財団法人ベターリビング
理事長 井上 俊之 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

経済産業省

20190626産局第2号

令和元年7月1日

インターテック・サーティフィケーション株式会社

代表取締役 木村 朋聡 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

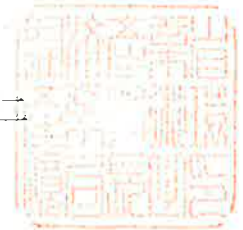
経済産業省

20190626産局第2号

令和元年7月1日

一般財団法人全国タイル検査・技術協会
理事長 各務 寛治 殿

経済産業省産業技術環境局長 飯田 祐二



日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）第11条第3項及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第11条第3項に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本工業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（平成19・12・07 産局第2号）は廃止する。

記

1. 鋳工業品等認証省令第11条第3項の試験用の鋳工業品又は電磁的記録認証省令第11条第3項の試験用の電磁的記録が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。
2. したがって、例えば、該当JISに測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験又は電磁的記録試験において、JIS Q17025の「7.6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

附 則

この解釈及び運用は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。